



くらしのほっと通信



他人ごとではない! 高齢者を狙う悪質リフォーム

埼玉県富士見市の認知症の姉妹が約5千万円ものリフォーム契約を結ばされていた事件が発覚して以来、各地で卑劣な実態が次々と明らかになってきた高齢者を狙う悪質リフォーム。しかし、高齢者のトラブルは、契約当事者が販売員を信用しきっていたり、契約内容を理解しておらず、被害に遭ったと気づいていない場合が多いことが特徴で、今回、取り沙汰されているトラブルは氷山の一角に過ぎません。あなたの周りでも、いつ起きるかわからない問題なのです。

こんな誘いには気をつけて

1. 「この地区で無料点検を行っている」「近所で工事をしているからついでに」等と称して、**頼んでもいないのに点検に来る**
2. 「このままでは地震が起きたら一発で倒壊する」等と、**大げさに不安をおおる**
3. 「今なら特別に安くする」等と、**契約をせかす**
4. 「家族に話すと心配するから言わない方がいい」「あなたの家のことだから自分で決めないと」等と、**家族に内緒にするように促す**
5. 「お金がない」「ちょっと考えたい」等と断っても、**強引に勧誘を繰り返して帰ってくれない**

お気軽にご相談ください

名古屋市消費生活センター	(052)222-9671
中央県民生活プラザ	(052)962-0999
尾張県民生活プラザ	(0586)71-0999
海部県民生活プラザ	(0567)24-9998
知多県民生活プラザ	(0569)23-3300
西三河県民生活プラザ	(0564)27-0999
豊田加茂県民生活プラザ	(0565)34-1700
新城設楽県民生活プラザ	(0536)23-8701
東三河県民生活プラザ	(0532)52-0999
豊田消費生活センター	(0565)33-0999
豊橋市消費生活相談室	(0532)51-2305
岡崎市消費生活相談室	(0564)23-6459
小牧市消費生活相談室	(0568)72-2101

* は、市内在住・在勤・在学の方が対象

ご家族や地域の方々ちょっとした気遣いで高齢者被害は防止できます

高齢者自身が被害に遭わないように心掛けることも大切ですが、周りの方々の気遣いで防げる被害もあります。実際に、ご家族やホームヘルパーさんが契約に気づいて当センターに相談したことで、大事に至らずに済んだ例はいくつもあります。高齢者被害の未然防止・早期発見にご協力下さい。

ご家族・ご近所の皆さまへ

訪問販売でリフォーム等の工事契約をした場合、契約後8日以内であれば、工事が完了していたとしてもクーリング・オフ(無条件解約)ができます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、勧誘方法や契約内容に問題があれば、契約の取り消しや減額交渉ができる場合もあります。

見知らぬ業者が出入りしている、たびたび工事をしている、生活費があるはずなのににお金に困っている等、様子がおかしいと感じたら、是非、最寄の消費生活相談窓口をご紹介します。

金融機関の皆さまへ

高齢者の契約は、現金一括払いが多数を占めます。しかも悪質業者は、周りの人達が不審だと騒ぎ立てる前に、いち早く代金を手にしてしまおうと、契約後、即、請求してきます。金融機関まで同行し、お金を引き出させる例さえあります。

クーリング・オフ等で法律上返金されるはずの場合でも、悪質業者からお金を取り戻すのは至難の業。払う前に防止することが一番です。急に定期預金を解約する等、様子がおかしいと感じたら、是非、最寄の消費生活相談窓口をご紹介します。



耐震工事トラブル事例

無料点検のつもりが、いつの間にか高額な耐震工事契約をする羽目に・・・

Q

離れて住む高齢の両親宅に来ているホームヘルパーさんから「家の工事をしている」と連絡があった。急いで両親宅を訪ねて両親にいきさつを聞いたところ「3日前に「役所の方から派遣され耐震診断に来た」と調査員が来訪し、屋根や床下を点検した後“このままにしておくと家がつぶれる”と言われたのでビックリして、業者に言われるままに契約書に署名した。工事は昨日完了した」とのこと。契約書の控を見ると、屋根工事で耐震補強工事の他に、床下換気扇と調湿剤の契約もしたようだが、両親は何を契約したかあまり理解していない。契約金額も400万円と高額で不審。解約させたい。



相談者 50歳代 男性 給与生活者
契約当事者 70歳代 男性 無職

A

この相談は、幸いにも早めに契約に気づいたため、クーリング・オフができました。

解説

●クーリング・オフ期間内の場合●

訪問販売で耐震工事などの契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、特別な理由がなくても、契約先に書面で解約意思を伝えるだけで一方的に解約ができます。クーリング・オフをすると、支払済みの代金は返金され、工事が完了している場合は元に戻してもらえます。その際、お金を払う必要は一切ありません。

●クーリング・オフ期間が過ぎた場合●

「クーリング・オフができない」など、嘘を言われてクーリング・オフを妨害されたときは8日間が過ぎてもクーリング・オフができます。また、契約の勧誘の際に「床下の柱が腐っているので補強工事が必要」など嘘の説明をされた、「帰ってほしい」と言っても帰ってくれなかったので仕方なく契約した場合などは、特定商取引法や消費者契約法による契約の取り消しができる場合があります。あきらめずに、まずはご相談ください。



判断能力が不十分な人を悪質商法から守るには？

最近高齢の親の物忘れがひどくて心配だ、勧められると訳も分からず契約してしまい困っている・・・このような場合のために、**成年後見制度**があります。

成年後見制度とは、精神上的障害によって判断能力が十分ではない方(認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など)を保護するための制度です。この制度を利用すると、これらの方々が成年後見人等の同意を得ずに行った不利益な契約を、本人に代わって後見人等が取り消すことができますようになります。

成年後見制度には、その人に必要な保護の度合いに応じ、次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

家庭裁判所に申立てをして、その申立てを認める審判が確定すると、東京法務局に登録されます。

なお、成年後見制度の利用を考える場合、①精神鑑定を要するケースが大部分を占め、その場合は鑑定費用の負担が生じること、②成年後見人等には、親族ではなく弁護士等の専門家を選ぶ場合もあること、③成年後見人等は家庭裁判所から後見事務に関する定期的な報告を求められること等、この制度を十分理解する必要があります。

詳しくは、名古屋家庭裁判所・後見センターにお尋ねください。 ☎(052) 223-3411 (相談は電話予約制)

～平成16年度 名古屋市消費生活センター相談実績から～

平成16年度の相談件数は16,738件で、平成15年度(16,293件)と比較して、2.7%増加して過去最高となりました。相談内容としては、架空請求・不当請求に関する相談が9,062件で全体の54.1%を占めています。家屋の修繕工事に関する相談は339件で、そのうち65歳以上の高齢者が契約当事者となっている相談は約6割にのぼり、業者が高齢者をターゲットにしていることが如実にあらわれています。

商品テスト 食酢



最近、健康飲料として注目されている食酢。店頭には黒酢をはじめ様々な種類や銘柄の食酢が並び、高価な商品も見られますが、どのような違いがあるのでしょうか。市販されている食酢20銘柄について、表示、成分などを調べてみました。

テスト項目と方法

- ①表示、価格の調査
- ②JAS分析試験法に準拠して、酸度、アミノ酸量、エキス分(無塩可溶性固形分)、糖分(全糖)の測定、及び官能検査
- ③イオンクロマトグラフによるミネラル(ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム)の測定

テスト結果と考察

薄めずに飲むと胃に負担

酸度は、穀物酢・黒酢は45g/100ml前後、果実酢の平均は54g/100ml。この濃度で飲用すると胃粘膜を損傷するおそれがあります。飲用時は5~10倍に希釈しましょう。

もろみ酢は焼酎を蒸留した残留物で、他の酢とは製法が異なるため、名称は「清涼飲料水」とされ、酸度表示はありませんでした。酸度測定の結果は1.4g/100mlと低め。No.7の黒酢は中国製の香酢で、酸度は6.5g/100mlとかなり高めでした。

エキスの量でおいしさに差

エキス分は、クエン酸などの揮発しない酸、アミノ酸、糖分などからなり、酢に旨味や複雑な味を醸し出す成分です。風味の官能検査の結果、エキス分や糖分の高い酢が美味しいという傾向がありました。

エキス分はだいたいにおいて、穀物酢や果実酢よりも黒酢の方が多め。ただし、果実酢の中にはエキス分が非常に高いものもありました。

アミノ酸はいずれもわずかししか含まれず、酢からのアミノ酸補給は期待できません。アミノ酸は卵、大豆、牛乳、肉などのアミノ酸バランスがよいタンパク質から摂取するようにしましょう。

糖分のとりすぎに要注意

糖分はだいたいにおいて少量しか含まれていませんが、通常の酢は希釈するだけでは飲みづらく、おいしく飲むためには砂糖や蜂蜜を10%ほど加える必要があります。酢15mlを10倍に希釈して10%の砂糖を加えると、15g(60kcal)の糖分を摂ることになります。

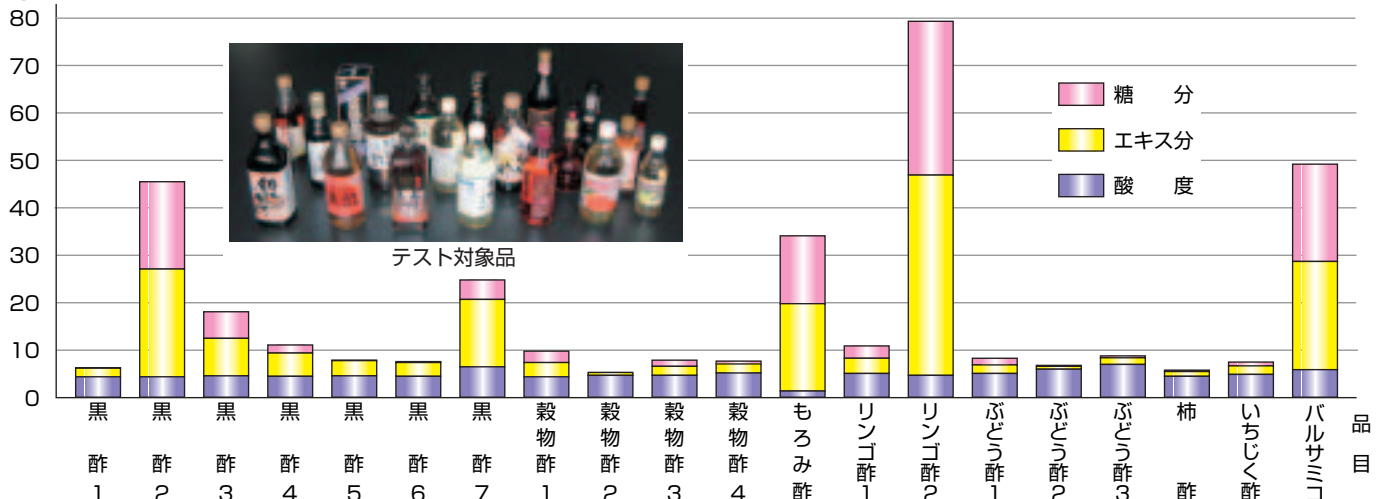
逆にナトリウム量は非常に少ないので、塩分の摂取制限のある人は、料理の味付けに酢を用い、塩や醤油を控えるよう工夫するといいいでしょう。

広告におどらされないで！ 自分に合った選択を

食酢100ml当たりの平均価格は、黒酢151円、穀物酢83円、果実酢183円。有機原料やハトムギ、柿、いちじくなどの特殊な原料の酢は高価でした。

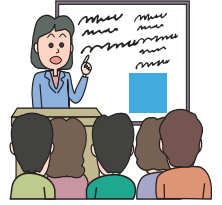
最近では、疲労回復、血液浄化、ダイエット、血圧低下作用など様々な効用を期待して酢を飲用する人が増えています。血圧低下作用で特定保健用食品に認定された食酢もありますが、根拠がはっきりしない効用を強調したものもあります。酢の成分からは、栄養的な効果はそれほど期待できません。広告や雑誌の記事を鵜呑みにしないで、自分の体質に合っているかどうか様子をみながら摂取して下さい。

成分含有量
(g/100ml)



情報掲示板

名古屋市消費生活センターでは、次のように消費者問題セミナー・消費生活講座を開催します。
ぜひ、ご参加ください。



平成17年度(後期) 消費者問題セミナー受講者募集

テーマ：暮らしと安全を考える！

日 程	曜 日	内 容	講 師 (敬称略)
9月16日	(金)	少子高齢化時代の暮らしと安全	椋山女学園大学 教授 東 珠実
9月30日	(金)	食の安全性(1) 食品添加物と遺伝子組み換え食品	藤田保健衛生大学 名誉教授 長村 洋一
10月7日	(金)	ニセモノ?本物!「知的財産を考える」	不正商品対策協議会 後藤 健郎
10月14日	(金)	知って得する「食品表示の最新事情・舞台裏」	消費者問題研究所 代表 垣田 達哉
10月21日	(金)	食の安全性(2) 食品表示とBSE問題	藤田保健衛生大学 名誉教授 長村 洋一
10月28日	(金)	食の安全性(3) 健康食品の効果と問題点	藤田保健衛生大学 名誉教授 長村 洋一
11月4日	(金)	生活設計と生活保障	(財)生命保険文化センター
11月11日	(金)	ローン・クレジットと金融取引の留意点	全国銀行協会 広報室長 辻 松雄
11月18日	(金)	「薬」の常識、くすりの正しい使い方	(社)名古屋市薬剤師会
11月25日	(金)	「石油」と私たちの暮らし	(財)日本エネルギー経済研究所

※なお期間中に日程・内容等について若干の変更があることもありますので、予めご了承願います。

場 所 名古屋市消費生活センター 第1研修室(伏見ライフプラザ12階) **時 間** 午前10時～正午

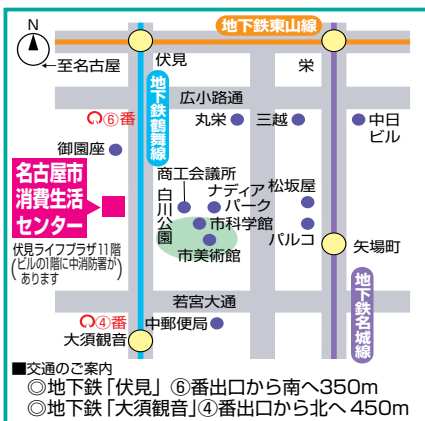
募集人数 100名(応募者多数の場合は抽選) **受講料** 1,000円(受講当日に徴収します)

応募方法 「往復はがき」に①住所・②氏名(ふりがな)・③電話番号・④「消費者問題セミナー受講希望」と明記の上、
9月7日(水)までに下記へご郵送下さい。(必着)

申 込 先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 名古屋市消費生活センター ☎222-9679

消費生活講座受講者募集

講座名	①消費者トラブルあれこれ	②人生80年時代の生活設計
内 容	消費者トラブルを未然に防ぐにはどうしたらよいかを学びます。	人生80年時代を豊かに過ごすための知識を深めます。
日 程	9月27日、10月4日、11日、18日 毎週火曜日 午前10時～正午	9月29日、10月6日、13日、20日 毎週木曜日 午前10時～正午
場 所	名古屋市消費生活センター 第1研修室(伏見ライフプラザ12階)	
定 員	①、②とも各100名(応募者多数の場合は抽選)	受講料 ①、②とも無料
申込方法	「往復はがき」に講座名・住所・氏名・電話番号を明記の上、9月20日(火)までに下記へご郵送下さい。(必着)	
申 込 先	〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 名古屋市消費生活センター ☎222-9679	



利用のご案内

- 消費生活相談
月～金(祝日除) ☎052-222-9671
☎052-222-9674 (架空請求ホットダイヤル)
受付時間：午前9時～12時 午後1時～4時15分
土曜日(祝日除) ☎052-222-9690
受付時間：午前9時～11時 午後1時～4時
※土曜日は電話相談のみ。面談は行っていません。
- 暮らしの情報プラザ
月～土(祝日除) 午前9時～午後5時
☎052-222-9677

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052) 222-9679
FAX (052) 222-9678



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙配合率100%白色度80%)